

業務番号	公民館業務第20号
業務名	公民館講座用パソコン等賃貸借
業務場所	大津町大字引水地内

番号	質問内容	質問回答	備考
①	仕様書に保守の条件がありませんので、リース会社に保守責任（含む代用品準備責任）はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで構いません。	
②	物件返却時のデータ消去について、物件引揚げ後に物理破壊ではなくソフトにてデータを消去し、後日データ消去証明書の提出という方法でよろしいでしょうか。また物件は1箇所にとりまとめて置いていただく事は可能でしょうか。	前半質疑について、ご認識のとおりで構いません。 後半質疑について、物件につきましては一部屋での運用を考えておりますので、とりまとめることは可能です。	
③	動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逡減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで構いません。	
④	リース料の支払いは毎月払いという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで構いません。	
⑤	ノートパソコンは設置場所からの持ち運びはございますでしょうか。	基本的には設置場所（生涯学習センター視聴覚室）での運用を考えておりますので、持ち運びは行いません。 ただし、講座の内容によっては別の場所で行う可能性もありますのでその際は移動して使用します。	